

《 筑紫野市災害弔慰金の支給等に関する条例 》 資料 4.2.1

昭和 49 年 7 月 19 日

条 例 第 2 8 号

改正 昭和 51 年 7 月 15 日条例第 20 号
昭和 53 年 7 月 15 日条例第 29 号

昭和 52 年 1 月 10 日条例第 8 号
昭和 57 年 10 月 19 日条例第 26 号

(題名改称)

昭和 62 年 3 月 31 日条例第 3 号
平成 21 年 3 月 31 日条例第 9 号

平成 3 年 12 月 27 日条例第 39 号
平成 23 年 9 月 30 日条例第 19 号

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した筑紫野市民（以下「市民」という。）の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい傷害を受けた市民に災害傷害見舞金の支給を行い並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(昭和 57 条例 26・一部改正)

(定 義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この筑紫野市（以下「市」という。）の区域内に住居を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(昭和 57 条例 26・一部改正)

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 孫

エ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母の父母を後にし、同順位の祖父母については養父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、筑紫野市長（以下「市長」という。）が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。
(昭和51条例20・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けとることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害傷害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害傷害見舞金を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害見舞金の支給 (昭和57条例26・追加)

(災害傷害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疫病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の傷害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害傷害見舞金の支給を行うものとする。

(昭和57条例26・追加)

第10条 障害者1人当たりの災害傷害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疫病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(昭和57条例26・追加、平成3条例39・一部改正)

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害見舞金について準拠する。

(昭和57条例26・追加)

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(昭和57条例26・旧第9条繰下・一部改正)

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合

150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合

250万円

ウ 住居が半壊した場合

270万円

エ 住居が全壊した場合

350万円

(2)世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合

150万円

イ 住居が半壊した場合

170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。)

250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合

350万円

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疫病にかかった住民に対する災害傷害見舞金の支給について適用する。

(3)第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（昭和51条例20・昭和52条例8・昭和53条例29・一部改正、昭和57条例26・旧第10条繰下・一部改正、昭和62条例3・平3条例39・一部改正）

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（昭和57条例26・旧第11条繰下）

（償還等）

第15条 災害援護資金は年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（昭和57条例26・旧第12条繰下・一部改正）

第5章 補則

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（昭和57条例26・旧第13条繰下）

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和51年7月15日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和52年1月10日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（昭和53年7月14日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（昭和57年10月19日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疫病にかかった住民に対する災害傷害見舞金の支給について適用する。

附則（昭和62年3月31日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（平成3年12月27日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑紫野市災害弔慰金の支給に関する条例第5条及び第10条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害傷害見舞金について適用し、改正後の第13条の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則（平成21年3月31日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成23年9月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

《 生活福祉資金（世帯更生資金）貸付条件等一覧 》 資料 4.2.2

(平成8年度)

資金の種類		貸付対象経費	貸付限度	据置期間	償還期間	備 考
更正資金	生業費	生業を営むのに必要な経費	1,320,000円以内	1年以内	7年以内	貸付限度特に特に必要と認められる場合 2,640,000円以内
	支度費	就職するために必要な支度をする経費	95,000円以内	6ヶ月以内	6年以内	貸付期間6月(法令等定めある時最高3年) 技能取得費の貸付限度 特に必要と認められる場合 410,000円以内
	技能習得費	生業を営み、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費	月額 26,000円以内			
身体障害者更生資金	生業費	身体障害者が生業を営むのに必要な経費	1,320,000円以内	1年以内	9年以内	特に必要と認められる場合 貸付限度 4,500,000円以内据置期間1年6月以内
	支度費	身体障害者が就職するために必要な支度をする経費	95,000円以内	6ヶ月以内	8年以内	貸付期間 6月(法令等に定めある時最高3年)貸付限度 特に必要と認められる場合 580,000円以内
	技能習得費	身体障害者が生業を営み、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費	月額 26,000円以内	1年以内		
生活資金		低所得世帯又は身体障害者世帯に対し、生業を営み若しくは就職するために必要な知識技能を習得している期間中又は負傷若しくは疾病の療養をしている期間中の生活を維持するために必要な経費	月額 66,000円以内	6ヶ月以内	5年以内	貸付期間は技能習得費又は療養資金借受中 貸付限度 特に必要と認められる場合 100,000円以内

資金の種類	貸付対象経費	貸付限度	据置期間	償還期間	備 考
福祉資金	(1)結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 (2)老人又は身体障害者等が日常生活の便宜を図るための器具の購入等を行うのに必要な経費 (3)住居の移転に際し必要な経費 (4)身体障害者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉機器等の購入等に必要な経費 (5)身体障害者等が日常生活の便宜又は社会参加の促進を図るための自動車の購入に必要な経費	280,000円以内	6ヶ月以内	3年以内	貸付限度 転宅費 250,000円以内 償還期間 6年以内 身体障害者福祉資金 730,000円以内 身体障害者自動車購入資金 2,000,000円以内 中国残留邦人等国民年金追納資金 2,520,000円
住宅資金	住宅を増築、改築、拡張、補修又は公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第4号に規定する公営住宅を譲り受ける等に必要な経費	1,400,000円以内	6ヶ月以内	6年以内	貸付限度災害により特に必要と認められる場合 2,400,000円以内
修学資金	修学費	月額 高校 26,000円 高専 28,000円 短大・専修学校専門課程 46,000円 大学 47,000円	6ヶ月以内	20年以内	別表1
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、短期大学大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	100,000円以内	6月	20年

資金の種類	貸付対象経費	貸付限度	据置期間	償還期間	備 考
療養資金	低所得世帯に対し、当該世帯に属する者の負傷又は疾病の療養(当該療養を必要とする期間が原則として1年以内の場合とする)に必要な経費	250,000円以内	6ヶ月以内	5年以内	貸付限度は特に必要と認められる場合420,000円以内
災害援護資金	低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な経費	1,500,000円以内	1年以内	7年以内	

注：据置期間中は無利子、据置期間経過後は年3%。ただし修学資金は無利子。

別表 1

学 校 種 別 等		金 額	
		国 公 立	私 立
高 等 学 校	1年	月 14,000円	月 26,000円
	2年	月 14,000円	月 26,000円
	3年	月 13,000円	月 25,000円
高 等 専 門 学 校	1年	月 17,000円	月 28,000円
	2年	月 17,000円	月 28,000円
	3年	月 16,000円	月 27,000円
	4年	月 32,000円	月 40,000円
	5年	月 32,000円	月 40,000円
短 期 大 学	1年	月 38,000円	月 46,000円
	2年	月 38,000円	月 46,000円
大 学	1年	月 38,000円	月 47,000円
	2年	月 38,000円	月 47,000円
	3年	月 35,000円	月 44,000円
	4年	月 35,000円	月 44,000円

高等学校には、専修学校高等課程を、短期大学には、専修学校専門課程を含む。
(ただし、専修学校の最初の学科に昭和55年4月1日以降に入学したものであること。)

別表2

学校種別等		金額	
		自宅通学	自宅外通学
高等学校 高等専門学校	国公立	65,000円以内	80,000円以内
	私立	215,000円以内 (65,000+150,000)	230,000円以内 (80,000+150,000)
短期大学 大学	国公立	350,000円以内 (80,000+270,000)	370,000円以内 (100,000+270,000)
	私立	360,000円以内 (80,000+280,000)	380,000円以内 (100,000+280,000)

(ただし、専修学校の最初の学科に昭和55年4月1日以降に入学したものであるを含む。)

《 母子寡婦福祉貸付金の概要 》 資料 4.2.3

(平成4年度)

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体については政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,660,000円 団体 3,990,000円		1年	7年以内	個人分 3% 団体分 5%
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,330,000円 団体 1,330,000円		6ヶ月	7年以内	個人分 3% 団体分 5%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に修学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金	・高等、専修学校(高等課程) 月額(国)14,000円 (私)26,000円 ・短期大学 月額(国)38,000円 (私)46,000円 ・大学、高等専門学校 専修学校(専門課程) 月額(公)38,000円 (私)47,000円 ・専修学校(一般課程) 月額 26,000円	就学期間中	当該学校卒業後 6ヶ月	国公立は貸付期間の2倍 私立は貸付期間の3倍 専修学校(一般課程) 5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金 (例:洋裁、タグ、栄養士等)	月額 26,000円 (自動車運転免許1回41万円以内)	技能修得期間 中3年以内	知識、技能習得後 6ヶ月	6年以内	年3%
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	95,000円 (自動車購入は30万円以内)		貸付の日から1年	6年以内	年3%
療養資金	母子家庭の母又は児童 寡婦	医療(当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	250,000円以内 (特に経済的困難な事情にあるもの42万円以内)		医療を受ける期間終了後6ヶ月	5年以内	無利子

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
生活資金	母子家庭の母 寡婦	・技能習得又は医療を受ける期間の生活資金 ・母子家庭の母になって5年未満の者の生活安定貸付	月額100,000円以内 (生計中心者でない者67,000円以内)	・技能修得、療養資金の貸付を受ける期間中 ・生活安定貸付は2年以内	・技能修得又は医療を受けた後6ヶ月 ・生活安定は貸付終了後6ヶ月	技能修得は10年以内 療養は5年以内 生活安定は8年以内	年3%
住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	月額1,400,000円 (特別2,000,000円)		貸付の日から6ヶ月	(特別7年以内)	年3%
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を移転するに際し必要な資金	250,000円以内		貸付の日から6ヶ月	3年以内	年3%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 38,500円 中学校 44,900円 高校(国) 70,000円 (私立) 220,000円 大学・短大等 (国) 360,000円 (私立) 370,000円 修業施設等 95,000円		当該学校卒業後6ヶ月	5年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母 寡婦が扶養している子	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	280,000円以内		貸付の日から6ヶ月	5年以内	年3%
児童扶養資金	母子家庭の母	児童の扶養に要する資金	月13,700円以内	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養する期間中5年以内	貸付期間満了日又は義務教育を終了した日のうち、いずれか遅い日の翌日から6ヶ月を経過するまで	6年以内	無利子

(注) 償 還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で繰上償還もいつでもできる。

違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元利金につき年10.75%の違約金が徴収される。